

電気製品認証協議会 会則

制定：平成 6年12月 8日

改定：平成22年 7月21日

(名称)

第 1 条 この会は、電気製品認証協議会（以下、「協議会」という。）という。

(目的)

第 2 条 協議会は、低圧で使用される電気製品等について、第三者認証制度としてのSマーク認証（以下、「Sマーク認証」という。）の公正な運営及び普及等について認証機関に対して提言を行い、我が国の電気製品等の安全性の向上に貢献することを目的とする。

(業務)

第 3 条 協議会は、次に掲げることを行う。
(1) Sマーク認証の公正な運営に関する提言
(2) Sマーク認証の普及に関する提言
(3) その他協議会の目的を達成するために必要な業務

(会員)

第 4 条 協議会は、学識経験者、電気製品等の製造、輸入、流通及び消費者の団体等並びに認証機関で構成する。
2 協議会に入退会するための要件、審査手順等は、別途定める「電気製品認証協議会の入退会等基準」による。

(会長)

第 5 条 協議会に会長を置き、会長は協議会を代表する。
2 会長は、協議会の会員の中から総会で選出する。
3 会長の任期は2年とし、再任は妨げない。但し、会長が任期途中で退任した場合は、後任者の任期はその残りの期間とする。

(会長代理)

第 6 条 協議会に会長代理を置くことができる。会長代理は会長に事故あるとき、会長を代理する。
2 会長代理は、総会の議を経て会長が指名する。
3 会長代理の任期は2年とし、再任は妨げない。但し、会長代理が任期途中で退任した場合は、後任者の任期はその残りの期間とする。

(備考) 会則第1条で定める電気製品認証協議会の英文名称は、「Steering Council of Safety Certification for Electrical and Electronic Appliances and Parts of Japan」(略称、「SCEA」という。)とする。

(総会)

第 7 条 総会は、会員で構成する。

- 2 総会の開催は、年 1 回とし、会長が招集する。 但し、会長が開催を必要と認めた場合は、臨時に総会を招集することができる。
- 3 総会は、次のことについて審議する。
 - (1) 協議会の会則に関する事
 - (2) 協議会への新規参加
 - (3) 協議会の年次活動報告
 - (4) 認証機関からの報告の聴取
 - (5) 認証機関への提言
 - (6) 上記のほか S マーク認証の運営にかかわる重要な事項

(幹事会)

第 8 条 協議会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事は、会員(団体については、当該団体が推挙する者)の中から会長が指名する。
- 3 幹事は 30 人以内とする。
- 4 幹事会に幹事長及び幹事長代理を置く。 幹事長及び幹事長代理は、会長が指名し、その任期は、第 5 条第 3 項に準ずる。
- 5 幹事長は、幹事会を代表する。 幹事長代理は、幹事長に事故あるとき、幹事長を代理する。
- 6 幹事会は、幹事長が招集する。
- 7 幹事会は、次のことについて審議する。
 - (1) 総会の議案に関する事
 - (2) 総会において付託を受けた専門的事項に関する事
 - (3) 上記のほか S マーク認証の運営にかかわる重要な事項

(専門部会)

第 9 条 幹事長は、幹事会の議を経て、幹事会の下に専門的事項を審議、処理する部会(以下、「専門部会」という。)を置くことができる。

- 2 専門部会長は、幹事長が指名し、その任期は、第 5 条第 3 項に準ずる。

(オブザーバー)

第 10 条 協議会の会合には、関係行政機関等の職員をオブザーバーとして招くことができる。

(事務局)


第 11 条 協議会に事務局を置く。

- 2 事務局長は、会長が指名し、その任期は、第 5 条第 3 項に準ずる。

(経費)

第 12 条 協議会の運営に必要な経費は、認証機関の分担金をもってこれに充てる。

(S マーク)

第 13 条 S マーク認証におけるマークは、 とする。

(業 務 年 度)

第 14 条 協議会の業務年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会則に定めのない事項の扱い)

第 15 条 この会則を実施するために、必要な場合は、総会の議を経て細則を定めることができる。

2 この会則に定めのない事項の扱いは、協議会会員の合意による。

(改 廃)

第 16 条 この会則は、幹事会が起案し、総会の議を経て改廃する。

(付 則)

第 17 条 この会則は、平成22年7月21日より実施する。